

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省医政局医療経営支援課）

項目名	社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置						
税目	所得税、法人税、消費税						
要望の内容	<p>医療法（昭和23年法律第205号）では、都道府県は医療提供体制の確保を図るため医療計画を定めることとされており、特に、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の5事業（救急医療等確保事業）については、地域ごとに、その機能を担う医療機関を定めることとされている。</p> <p>社会医療法人は、平成18年の医療法改正において、公立病院等が中心に担ってきた救急医療等確保事業について、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な当該事業を担う公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業の業務の用に供する資産の固定資産税等の非課税措置等が講じられている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和3年に医療法が改正され、令和6年度から開始する第8次医療計画における救急医療等確保事業に6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されるとともに、令和4年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）の改正により、令和6年4月1日以降、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保のため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが創設され、「新興感染症発生・まん延時における医療」提供体制は、この協定の仕組み等による地域における役割分担を通じて確保していくこととされた。</p> <p>これらを受けて、地域における医療提供体制の確保のため、社会医療法人の認定要件における6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」に関する基準を新たに設定することから税制上の措置が講じられることとしたい。</p> <p><関係条文> 医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成12年告示第109号） 医療法第42条の2第1項第5号 医療法第30条の4第2項第5号のハ（令和6年4月1日施行）</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲56百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	▲56百万円	（制度自体の減収額）	（－百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	▲56百万円						
（制度自体の減収額）	（－百万円）						
（改正増減収額）	（－百万円）						

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症の発生・まん延時において、感染症医療以外の通常医療との両立を図りつつ、迅速かつ機動的に入院医療（病床確保）、外来医療及び医療人材が確保できるよう、平時から、地域において必要な医療機関の機能や役割を確認し、それに応じた医療措置協定の締結等を通じて、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の確保を図る。

特に、新興感染症の流行初期から医療の提供（入院・外来）や新興感染症に対応できる医師等の医療従事者を確保し、他の医療機関等へ派遣する医療機関について、社会医療法人の認定要件とすることで、公立・公的医療機関だけでなく民間の高い活力を活かした医療提供体制の確保を促進する。

(2) 施策の必要性

感染症発生・まん延時に確実に稼働する医療提供体制を確保するためには、平時において、数多くの医療機関と医療措置協定を締結し、地域における医療機関の役割分担を明確化し、実効的な準備体制を構築する必要がある。

そして、新興感染症の流行初期から入院・外来医療の提供を担うためには、平時から、急性期医療に対応できる救急医療提供体制の維持や感染症対応に備えた設備や物資の確保を行い、医療機関の感染症対応能力を維持・向上させる必要があり、加えて、感染症発生・まん延時に他の医療機関等への医療人材派遣を担うためには、平時から、感染症に係る研修や訓練により対応能力を有する人材の確保・育成等が必要となる。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえると、公立・公的医療機関だけでなく数多くの民間医療機関を含めた医療提供体制の確保が不可欠であるため、新興感染症発生・まん延時の医療提供において特に大きな役割を担う医療法人を社会医療法人として認定し、法人税を非課税とすることで、当該医療法人における新興感染症の発生・まん延時の対応に備えた設備整備等に係る負担を軽減し、安定的な法人運営を支援することが、地域における医療提供体制の強化に資すると考えられる。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	流行初期の医療提供を含む、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	流行初期の医療提供を含む、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	22件（うち、新たに社会医療法人となるのは7法人） ※新たに設定する基準(案)として、流行初期の病床確保を30床以上とする協定締結をその1つとしており、令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症対応のための病床を30床以上確保する医療法人は34法人、社会医療法人は29法人であり、発熱外来や医療人材派遣の他の基準(案)を考慮し、そのうち医療法人は2割、社会医療法人は5割が、基準(案)と公的運営要件を満たすものと推計。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会医療法人の認定を受けた医療法人は、法人税等の非課税措置により、平時の救急医療並びに新興感染症発生・まん延時の流行初期を含む医療提供及び医療人材派遣に必要な設備や物資、人件費等に係る負担が軽減されることから、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症の発生・まん延時における流行初期を含む医療提供体制の確保という政策目標の実現のために有効な措置である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、社会医療法人に対して措置される固定資産税の非課税等について要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症発生・まん延時における医療を確保するため、当該医療に係る流行初期の医療提供や医療人材派遣を担う社会医療法人が、平時における救急医療の提供及び新興感染症発生・まん延時の対応への備えについて、安定的な法人運営のもとで行うことができるよう税制措置を講ずることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		現行の要件により認定された社会医療法人は 354 法人 (令和 5 年 4 月 1 日時点)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		各都道府県における救急医療等確保事業を社会医療法人が担うことで、民間の高い活力を活かした地域の医療提供体制の確保・充実が図られている。
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯			平成 20 年：社会医療法人の非課税措置の創設